

(仮称) 第7次男女共同参画行動計画策定支援委託  
業者選考審査基準

I 審査基準

1 業務の視点について

本市の(仮称)第7次男女共同参画行動計画の位置付け、本市の現況及び基本的な課題を理解し、市民に分かりやすい計画となるよう適切な提案がなされているか。また、提示している業務内容を的確にとらえて、実効性の高い計画となるよう適切な提案がなされているかを評価する。

2 業務の内容について

業務の内容について、下記の項目につき目的や支援内容が明確であり、かつ有効で具体的な手法等が分かりやすく企画・提案されているかどうかを評価する。

- (1) 基礎調査(市民意識調査・職員意識調査)の実施
- (2) 課題分析(現在の計画の検証・新たな行政課題)の支援
- (3) 施策体系の整理及び計画原案作成による策定支援
- (4) 審議会等の支援(各会議への出席、資料調製その他会議運営の支援)
- (5) 市民参加への対応(こどもの意見の反映、パブリックコメント、市民懇談会の開催等)

3 業務スケジュールについて

業務スケジュールに無理はないか。業務手順や業務工程は適切に構築されているかを評価する。

4 業務実績について

男女共同参画に係る計画策定支援等の受託実績は適切か。また、業務責任者及び業務担当者が、参考となる先進的事例の受託や関連する研究において実績を有しているかを評価する。

5 業務体制について

業務内容及び業務スケジュールを効果的・効率的に推進できる業務体制(担当者人数等)であるかどうかを評価する。

6 企画提案書について

提案内容は簡潔に表現されているか。  
図表等を用い視覚的に分かりやすい表現となっているか、計画検討の際に分かりやすい資料作成ができるか。

7 見積額等について

業務内容に照らして費用対効果は高いかどうかを評価する。

8 プレゼンテーションについて

企画提案書の内容に対して分かりやすく説明し、質問に対して的確か

つ簡潔明瞭に答えているか評価する。また、業務担当者等に知識、経験があるか、業務に対する熱意が感じられるかを評価する。

## II 審査評価方法

### 1 1次審査

事前に提出される企画提案書等により書類審査を行う。

### 2 2次審査

1次審査において評価点の高かった上位3者の中から、別途実施するプレゼンテーションについて、業者選考審査基準に基づき候補者及び次点者を決定する。

## III 審査項目

別紙「プロポーザル評点票」のとおりとする。

## IV 評価基準・評価点数

審査項目に対する評価基準及び評価点数は、以下のとおりとする。

評価基準	説明	
5	特に優れている	当該要素について、評価できるもののうち、特にそれが顕著な水準である。
4	優れている	当該要素について、評価できるもののうち、円滑に遂行できる水準である。
3	ふつう	当該要素について、被評定者に要求したレベルをほぼ満たしており、特に支障のない水準である。
2	やや劣る	当該要素について、やや劣る部分や問題点があり、時に支障をきたす恐れがある水準である。
1	劣る	当該要素について、劣る部分や問題点があり、業務遂行に支障をきたす恐れがある水準である。

## V 判定

各審査項目の評価点数は、評価基準によって判定を行い、その総合点数で判定する。

## VI 候補者の選定

委員長を含む各委員が評点票により審査し、委員全員の総合点数を集計した最上位者を候補者とし、次点の者を次点者として選定する。

総合点数が同点の場合は、委員長を含む各委員の投票により候補者を決定する。

ただし、最上位者の総合点数によっては、当該事業の内容に適合した履行がなされないおそれがあると選考委員会が判断した場合は、いずれの候

補者も選定しないことができる。

## VII 企画提案にあたっての留意事項

- 1 提出後の企画提案書等の追加及び修正は認めない。
- 2 参加者提出資料が次のいずれかに該当する場合、当該参加者提出資料を無効とする。
  - (1) 本実施要領の規定に違反した記載がされているもの
  - (2) 記載すべき事項の全部又は一部（ただし、重要な部分に限る。）記載されていないもの
  - (3) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
  - (4) 虚偽の内容が記載されているもの
  - (5) その他、設定した条件を満たしていない場合